

續に就いては、諸記録の傳へるところが一致せぬ。

ダイドウジマサシゲ 大道寺政繁 上野松枝城主。通稱駿河守。北條氏直の臣であつた。天正十八年前田利家父子關東征伐の時降り仕へ、武藏八王子城攻撃の際奮戦した。その子に直重がある。

ダイドウワリ 大道割 石川郡大桑の内の小字。

ダイドコロドウシン 臺所同心 ↓ドウシン 同心。

ダイドコロブギヨウ 臺所奉行 御臺所奉行の起原に就いては、承應三年十二月御定書に其の趣が見えるが、姓名及び職名の著明なのは、寛文八年前田彌五作が命ぜられ、延寶二年免ぜられたに初る。其の後野村四郎左衛門が勤め、貞享四年三月二十四日宮井武兵衛、元祿五年四月内藤市郎兵衛之を命ぜられ、此の時まで皆平士役であつたが、元祿十二年六月七日坂野忠兵衛長高の命ぜられてから頭分の職となり、役料百石を賜はつた。寶永二年四月長高病死し、六月四日稻垣八平安定が命ぜられ、七年八月十九日免ぜられ、同月二十一日青木新八郎篤淳、同月二十九日高山藤右衛門元長が命ぜられて、以後兩人充連綿し、役料百石を受けた。

ダイドコロマチ 臺所町 金澤の町名。世人或は御臺所町とも呼ぶ。此の地は元笠舞村の耕田であつたのを、藩の用地となし、臺所同心と稱する輕卒の組地に供したところである。

ダイナイクダリ 胎内港 白山の頂に在る。越前名蹟考に「大御前より股摺り窟を通る。」

俗に胎内くよりといふ。其長さ三間許。石中相分れて、深さは人だけを隠すばかり、廣さは身を入るゝばかりなり。』とある。又白山遊記に、市、瀬登路の鶴冠石を叙した次に、三大石ありて道を挟んで對峙する。高さ各一丈許。胎内港といひ、身を横へねば過ぎるを得ぬとあるのは別の胎内港である。

ダイニチ 大日 江沼郡眞砂は、口眞砂・奥眞砂の二部落に分かれるが、その奥眞砂を一に大日村ともいふ。

ダイニチガハ 大日川 江沼郡大聖寺川の最上流をいふ。三州大路水經に、本名を大日川といひ、中にては山中川、下にては敷地川といふとある。

ダイニチガハ 大日川 能美郡の西南大日山に發し、左岸から小溪流を容れ、丸山から東北に折れ、三、瀬の東方でウハボケ山(地圖岩路山)に源を發する杖川を合し、稍進んでナシガ谷の水を右岸から受け、杉森に至り、左岸から間谷川を入れ、別宮・三坂・若原を經、河合小字上河合で手取川に合する。流程二〇軒許。

ダイニチタウゲ 大日峠 能美郡新保のうち木地小屋から、越前大野郡横倉に越える峠。高さ九三三米。

ダイニチヤマ 大日山 江沼・能美二郡と越前とに跨る。加賀の山麓は六分が江沼郡大土村、四分が能美郡新保村の幕府領に屬してゐた。山上に池があつて大旱といへども乾かない。その最高峰を甲嶽といひ、高さ一三六九米、地質角閃安山岩。

ダイネンジ 大念寺 羽咋郡堀松庄に屬する部落。舊名は下瀬野であるが、眞言宗大念寺があつた爲に村名を得たと傳へ、この寺は後に眞宗安養寺となつたといはれた。

ダイネンジン 大念寺新 羽咋郡堀松庄に屬する部落。川尻出村又は志賀出村ともいふ。寛永八年大念寺の海濱に、若狭の漁民助五郎等が來て新村を立てんことを請ひ、翌年その許可を得たに起る。明治二十年六月祖先の郷里の名により、改めて高濱と稱するこにした。

ダイネンジンムラテンキ 大念寺新村傳記 一冊。若狭小濱の漁人が、毎年羽咋郡大島浦に來てその業に従つてゐたが、寛永九年二月許可を得て、翌年から永住し、大念寺新村を建てた次第を記する。

ダイネンシヨウチン 大年祥椿 遠江の人。十三歳祝髪し、能登一雲寺の川僧慧濟に參し、遂に同寺に住した。後總持寺に昇り、永正十年四月八十歳を以て寂。

ダイネンソウウ 大年素有 金澤曹洞宗天徳院十二代の住持。安永四年三月廿一日寂。

ダイノミネ 臺ノ峯 河北郡明神谷内の西に在る山。高さ一二二米。

タイハクザン 太白山 石川郡河内庄吉野の十景の一つ。或は泰白山とも書き、仙雲峰と並んでゐる。

タイハン 大藩 明治元年二月十一日朝廷列侯を三等に別ち、四十萬石以上を大藩、十萬石以上を中藩、一萬石以上を小藩とし、その大藩には貢士三人を出さしめた。是に於いて加賀藩は大藩に列し、木村九左衛門恕・陸原慎太郎・永山平太政時を擧げて貢士たらしめた。三年九月太政官改正藩制を布告し、諸藩の租入十五萬石以上なるを大藩、五萬石

以上なるを中藩、以下を小藩としたが、金澤藩は固より依然大藩であつた。四年三月十七日太政官令して、諸大藩に士族各二名を出し、之を海外に派遣して政治文物を視察せしめんとし、その人を銓衡して申告せしめた。依つて金澤藩は岡田雄次郎・吉井立吉を擇んで之に應じた。因にいふ、この際大聖寺藩は固より小藩に列せしめられたのである。

ダイバン 代番 諸士老年に及びて勤番をなす能はぬ時、その子をして代らしめるをいふ。延寶元年木村重俊が齡九十二に達したるとき、六十二歳の悴茂右衛門重衛に代番せしめんことを請うて許されたのがその初である。その後七十餘歳になつて男子を有する者は、代番を許されることになつた。

タイハンニヤキヨウ 大般若經 (一)本誓寺藏—石川郡松任町本誓寺の紙本墨書大般若波羅密多經卷二百四十九卷一帖は、大正十四年四月國寶に指定せられてゐる。堅八・六四厘、長さ二三・七九厘。この經には「藤原宮御寓天皇。以慶雲四年六月十五日登遐。三光慘然。四海邊密。長屋殿下地極天倫。情深。福報。乃爲天皇。敬寫大般若經六百卷。用盡酸劑之誠。焉。和銅五年歲次壬子十一月十一日庚辰竟。用紙一十七帳。北宮。』の奥書があり、大和國藥師寺・近江國太平寺見性庵常明寺に存するもの、零本で、もと卷子本であつたのを折本に改めたのである。我が國最古の大般若經である。

(二)八幡寺藏—鳳至郡東なる眞言宗八幡寺の大般若經は、元久三年・建永元年等に書寫せられ、貞治三年に修補を加へられたものである。その中に應永六年・大永六年等書寫のもの